

【お知らせ】

令和元年10月15日  
水戸地方法務局

「令和元年台風第19号に伴う災害」による被害の相談窓口について

この度の台風19号により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

なお、今回被災されました方からの、下記に関するお問合せ・ご相談につきましては、お近くの法務局において承っておりますので、ご案内申し上げます。

○ 権利証（登記済証・登記識別情報通知書）の紛失（※）、倒壊した建物の滅失等、土地や建物の登記に関するご相談

※詳しくは、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。

○ 会社・法人の印鑑カード等の紛失に関するご相談

○ 人権に関するご相談

※[茨城県内の法務局は、こちらです。](#)